

情報開示方針と開示体制

情報開示の基本方針

東京証券取引所から適時開示が求められている発生事実や決定事実(以下、適時開示情報と略す)、会社法や金融商品取引法に基づき法定開示する情報及びそれに類する情報を含む、規則や法令に基づき開示する情報を「重要な情報」と定め、下記の開示原則に則り開示します。

- ・ 透明性 …事実即して情報を開示する。
- ・ 適時性 …開示すべき事実が発生した場合、適時かつ遅滞なく開示する。
- ・ 公正性 …株主をはじめ様々なステークホルダーに対し、情報が公正に開示できるよう努める。
- ・ 機密性 …会社として公式に開示するまで、社外の第三者に漏らさない。

開示体制

当社は管理本部担当役員を「重要な情報」の開示責任者とし、総務部法務担当責任者、経理部部長を開示担当者(窓口)としております。また、「重要な情報」についての定義、その取り扱い、開示に至るまでの社内手続きを定めた情報開示マニュアルを策定し、社内徹底を図ります。

情報開示の方法

適時開示情報については、適時開示規則に従って東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)に情報を開示します。また、適時開示情報を含めた「重要な情報」と思われる情報についても、ニュースリリースの配信やホームページに掲載します。

将来の見通しについて

当社の開示情報には、業績予想や戦略、事業計画など将来の見通しに関する情報が含まれますが、これらの情報は、当社が作成時点で入手している情報や合理的であると判断する一定の前提に基づいており、経済情勢や市場環境の変化などによって、見通しとは大きく異なる可能性があります。

IR 自粛期間

当社は、決算情報の漏えいを防ぎ公正性を確保するため、各四半期の決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間と定め、情報の開示を自粛します。この期間中は、決算に関するコメントや質問について回答は差し控えます。ただし、業績予想が大きく外れる可能性が出てきた場合には、適時開示規則に従い適正に開示します。